入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本工事に係る落札決定及び契約締結については、当該工事に係る令和２年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和元年12月20日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長　中島　　靖

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　那覇港（新港ふ頭地区）岸壁（－12m）築造工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　沖縄県那覇市港町地先

⑷　工事内容　共通工、潜水探査工、海上地盤改良工、基礎工、本体工、被覆・根固工、上部工、付属工

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和２年12月25日まで

⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑽　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑾　本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を行う対象工事である。

⑿　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。

⒀　本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。

⒁　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒂　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⒃　本工事は、企業の創意工夫に対する技術力（技術提案）の提案項目数の低減を行う試行工事である。

⒄　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、平成31年４月１日時点で満40歳未満の者とする。

⒅　本工事は、主任技術者又は監理技術者の配置変更等の試行工事である。

⒆　本工事は、電子入札システム申請時における申請手続きの簡素化の試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における平成31・32年度一般競争参加資格のうち「港湾土木工事」の認定をうけていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における港湾土木工事に係る平成31・32年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体又は特定ＪＶの代表者については1,050点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については850点以上であること。

⑸　技術提案に関わる施工計画が適正であること。

⑹　平成16年度以降に、次に掲げる工事を元請として施工した実績を有すること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）単体又は特定ＪＶの代表者は、次のａ）かつｂ）の施工実績を有すること。なお、別件工事でも可とする。

ａ）岸壁において1,200ｔ／函以上のケーソン据付（仮置きを除く）を施工した実績。

ｂ）グラブ浚渫船にて土量23,000㎥以上の床掘または浚渫を行った施工実績。

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員は、次のａ）またはｂ）の施工実績を有すること。

ａ）ケーソン据付（仮置きを除く）を施工した実績。

ｂ）グラブ浚渫船にて床掘または浚渫を行った施工実績。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者１名を当該工事に専任で配置すること。本工事において申請できる主任技術者又は監理技術者は１名とする。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

また、競争参加者が特定ＪＶの場合は全構成員が必ず各１名ずつ技術者を配置しなければならない。ただし、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員の配置予定技術者についての書類を求めず、契約後に要件を満たすことが証明できる書類の提出を求め、資格を有する者であることを確認する。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成16年度以降に、次に掲げる工事の現場に元請けとして従事した経験を有する者であること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。ただし、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験を求めない。

①　単体又は特定ＪＶの代表者の配置予定技術者は、下記の施工実績を有すること。

ケーソン据付（仮置きを除く）を施工した実績。

３）配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限日において、原則３か月以上継続してあること。